

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	長勝寺 (長勝寺町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

年々農業者数が減少しており現在は耕作者が1軒にまで減った。集落全体でJAの子会社(株式会社アグリやわたの郷)と作業委託契約を結んだことにより集落内の農地を耕作しているのは、1軒の農家とJAの子会社(株式会社アグリやわたの郷)のみとなっている。そのようなことから、集落内の農地は集約と集積が進み、今後数年は農地の維持が図られることが予想されることになったが、近年は農地から宅地への転用が進み農地が減少している状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

JAの子会社による水稻・麦・大豆のブロックローテーションを基本に生産性の高い農業を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
1軒の農業者が離農されればすべて担い手に集約される。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集落内の農地すべて利用することが可能な状況。
(3) 基盤整備事業への取組方針
宅地や道路開発・河川工事に合わせて区画整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
継続してJAの子会社に作業委託を依頼する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAの子会社(株式会社アグリやわたの郷)に作業委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦圃場整備が行われていない従前地域があり、農業機械の大型化からも一定の区画整備の検討と経年劣化している水路の改修。				